



ルールを守って正しく飼いましょう

正しい知識を持ち、責任を持って飼いましょう。

動物を飼う場合は、次のことに注意しましょう。

●犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行い、しつけや訓練をして、近隣に迷惑をかけるないようにしましょう。

●猫は屋内で飼いましょう。ふん尿や鳴き声などによる周辺への被害を防ぎ、感染症や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

●飼っている動物のふん尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。

●災害時に備えて、迷子札やマイクログリップなどを付け、飼い主が分かるようにしましょう。

●適切に飼うことができない子犬や子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

●飼い犬が人をかんだときや、生後91日以上の子犬を10頭以上飼うときは、保健所に届け出が必要です。

●愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で1年の懲役または100万円の罰金が科せられ、殺傷した場合は、最大で5年の懲役または500万円の罰金が科せられます。

●やむを得ない事情により、どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。

八日市場地域保健センターや動物愛護センターでは、新しい飼い主探しをお手伝いします。

千葉県動物愛護センターでは

「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を開催しています。

学校の授業や地元の勉強会などに講師を派遣して、動物愛護、犬猫の正しい飼い方などに関する講演を行っています。

問い合わせ先

八日市場地域保健センター

☎0479・72・1281

千葉県動物愛護センター

☎0476・93・5711

農業経営を支援 農業関連補助事業

農業の経営安定や生産力増強を目的に、各種補助事業を活用することができます。

「輝け!ちばの園芸」次世代産地整備支援事業

パイプハウスなどの施設整備、省力化機械や環境モニタリング装置、ドローンの導入などに要する費用の一部を補助します。

対象／認定農業者、3戸以上の農業者で組織する団体など

補助率／●認定農業者：4分の1以内または3分の1以内

●団体：3分の1以内

※令和6年度に計画している人は、6月30日(金)までに事前相談してください。

農業経営多角化支援事業

加工・流通・販売などで、新たな取り組みや販売拡大を行う場合に、機械や施設などの整備費を補助します。

対象／認定農業者、3戸以上の農業者で組織する団体など

補助率／2分の1以内で450万円まで

※令和6年度に計画している人は、6月30日(金)までに事前相談してください。

新規就農者育成総合対策事業

令和4年4月以降に独立・自営就農し、就農時に原則45歳未満の認定新規就農者に、機械の購入費や経営資金などの一部を補助します。

①経営発展支援事業

補助率／融資を活用して購入した機械や施設などの費用の4分の3以内で750万円まで

※②の交付対象者は375万円まで。

②経営開始資金

補助額／年間150万円(最長3年間)

新規就農者支援事業

経営に必要な農業機械や施設の取得費用、農地の賃借費用の一部を支援します。

対象／市内で農業経営する18歳以上50歳未満の認定新規就農者で、親族が市内で農業経営を行っていない人

補助率／●農業機械や施設：2分の1以内で50万円まで

●農地賃借：10a当たり2万円以内で20万円まで

親元就農チャレンジ支援金

親元で就農する人に支援を行います。

対象／次の全てに該当する人

●市内の農地で農業を営む人の子または孫で、就農したときの年齢が18歳以上50歳未満

●平成31年1月以降に就農し、親などの税務申告書類で親元に就農していることが確認できる

補助額／年間20万円(最長5年間)

転入者農業チャレンジ支援金

旭市に転入して農業を始めようとする若者などの、雇用就農期間中の家賃を補助します。

補助額／1か月当たり5万円まで(最長3年間)

こだわり旭ブランド創出支援事業

地域のイメージを生かした商品開発やPR活動など、新たな旭ブランドの創出に向けた取り組みを支援します。

対象／3戸以上の農水産業者で組織する団体、農水産業を営む法人など

補助率／2分の1以内で50万円まで

申し込み・問い合わせ先

農水産課振興班(☎74-3671)